

令和6年8月17日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
中尾正俊
(公印省略)

介護保険における福祉用具の選定の判断基準について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について別添のとおり日本医師会より通知がありました。

本通知は、今般、厚生労働省「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」において、標記判断基準が見直された旨をお知らせするものです。

今回見直された判断基準では、種目全般に係る留意点として、医師・リハ専門職等への意見の確認について記載されており、福祉用具の選定にあたり、利用者の状態像の確認のために医師やリハビリテーション専門職等の多職種の見解を参考にするこの重要性が示されています。

要介護状態の高齢者は、複数の疾患や障害を抱えており、利用者の病状の進行やリハビリテーションの進捗による予後予測の判断は、医師やリハビリテーション専門職等のみが行えるものであり、医師やリハビリテーション専門職等の役割が重要であると考えておりますので、サービス担当者会議その他の機会を通じ、利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、安全に使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的な見地にに基づき助言やサービス提供を行う等、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、厚生労働省では、「福祉用具届出システム」や福祉用具ヒヤリハット情報を（公財）テクノエイド協会のホームページで公開しており、福祉用具の選定や安全な利用に当たっては、本判断基準と併せて、同システム等を積極的に活用していただきたいとのことです。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1296

介護保険における福祉用具の選定の判断基準について

(令6.8.2 老高発0802 第2号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課 吉田
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737